

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 14 項目取り組み確認書

1	経営トップの責務	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の遵守、安全最優先の原則を社内へ徹底させる。 ・発生した事故等の内容を報告させ、必要な対策を指示する。
	取り組み内容	
2	安全方針	<ul style="list-style-type: none"> ・会社創設時より掲げている社是に、関係法令等の遵守や安全最優先の原則、継続的改善を行うこと等を付加し、新たに安全方針として周知した。
	取り組み内容	
3	安全重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・年度はじめに、1年間の安全の確保に関する目標を会社全体、支社等で定め、それを達成するための取り組み計画を作成する。 ・安全重点施策の進捗・達成状況を年度末の会議で総括し、同時にその結果を次年度の安全重点施策の策定に反映させた。
	取り組み内容	
4	安全統括管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を確保するために必要な仕組みについて、経営トップに提案する。 ・安全統括管理者が、自ら事故防止委員会を主催する。
	取り組み内容	
5	要員の責務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全管理規程」「組織規程」等に、要員の責任と権限を明記し、社内に周知する。
	取り組み内容	
6	情報伝達及びコミュニケーションの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社長や安全統括管理者が定期的に現場に足を運んでざっくばらんに社員と意見交換を行う。 ・現場から直接意見を聞けるようにするため、誰もが見やすいところに「目安箱」を設置し、幹部が直接目を通し、返事をする。
	取り組み内容	
7	事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事故の原因を、幅広い視点（本人・相手・環境・ハード・管理）で分析して、事故再発防止に努めている。 ・ヒヤリ・ハット情報を収集し、それを相手や原因等の項目別に分類・整理して、原因分析を行い、必要な対策を実施している。
	取り組み内容	

8	重大な事故等への対応	・重大事故等が発生した際の対応手順を定め、年1回全社的な訓練を行い、その結果を次年度の訓練等に反映する。
	取組み内容	実施日：平成 年 月 日
9	関係法令等の遵守の確保	・通達や業界団体からの情報を積極的に集めて、折に触れて関係法令等の遵守の重要性を周知徹底する。
	取組み内容	
10	安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・経営会議の場において、経営陣全員に対して年1回「安全マネジメントのコンセプト」教育を実施する。 ・現場に限らず、全社員に対して安全確保についての教育を実施する。
	取組み内容	実施日：平成 年 月 日
11	内部監査	・毎年1回、社長を含めて全社的に安全の取組みの内部チェックを行う。
	取組み内容	実施日：平成 年 月 日
12	マネジメントレビューと継続的改善	・社長が出席する年度末の経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行う。 ・明らかになった課題だけでなく、将来考えられる課題に対しても、あらかじめ対応措置を講じる。
	取組み内容	実施日：平成 年 月 日
13	文書の作成及び管理	・体系的にルールを文書化し、管理する。
	取組み内容	
14	記録の作成及び維持	・体系的に取組みの記録を整理し、管理する。
	取組み内容	